報告第	4	号	公用車物損事故による損害賠償額の決定に係る 専決処分の報告について	[	1		頁)
報告第	5	号	広陵町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び広陵町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の専決処分の報告について		3		頁〕
報告第	6	号	広陵町税条例の一部を改正する条例の専決処分 の報告について	[	9		頁〕
報告第	7	号	広陵町国民健康保険税条例の一部を改正する 条例の専決処分の報告について	[	1	9	頁〕
報告第	8	<del>号</del>	広陵町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税 免除に関する条例等の一部を改正する条例の 専決処分の報告について		2	5	頁〕
報告第	9	号	令和5年度広陵町一般会計補正予算(第1号) の専決処分の報告について	[	3	1	頁〕
報告第二	1 0	号	令和4年度広陵町一般会計繰越明許費繰越計算書 の報告について		5	5	頁〕
報告第二	1 1	号	令和4年度広陵町水道事業会計継続費繰越計算書 の報告について		5	9	頁〕
報告第二	1 2	号	令和4年度広陵町下水道事業会計予算繰越計算書 の報告について		6	3	頁〕
議案第:	3 4	号	広陵町農業委員会委員の選任につき同意を求める ことについて	[	6	7	頁〕
議案第:	3 5	号	広陵町農業委員会委員の選任につき同意を求める ことについて	[	6	9	頁〕
議案第:	3 6	号	広陵町農業委員会委員の選任につき同意を求める ことについて	ſ	7	1	百`

議案第37号	広陵町農業委員会委員の選任につき同意を求める ことについて		3	頁〕
議案第38号	広陵町農業委員会委員の選任につき同意を求める ことについて		5	頁〕
議案第39号	広陵町農業委員会委員の選任につき同意を求める ことについて		7	頁〕
議案第40号	広陵町農業委員会委員の選任につき同意を求める ことについて		9	頁〕
議案第41号	広陵町農業委員会委員の選任につき同意を求める ことについて		1	頁〕
議案第42号	広陵町農業委員会委員の選任につき同意を求める ことについて		3	頁〕
議案第43号	広陵町農業委員会委員の選任につき同意を求める ことについて		5	頁〕
議案第44号	広陵町農業委員会委員の選任につき同意を求める ことについて		7	頁〕
議案第45号	広陵町農業委員会委員の選任につき同意を求める ことについて		9	頁〕
議案第46号	広陵町農業委員会委員の選任につき同意を求める ことについて		1	頁〕
議案第47号	広陵町農業委員会委員の選任につき同意を求める ことについて		3	頁〕
議案第48号	広陵町政策推進審議会設置条例の制定について	[9	5	頁〕
議案第49号	広陵町税条例の一部を改正することについて [	1 0	1	頁〕
議案第50号	広陵町国民健康保険税条例及び広陵町介護 保険条例の一部を改正することについて 〔	1 0	7	頁〕

議案第51号 広陵町放課後児童健全育成事業の設備及び 運営に関する基準を定める条例の一部を改正 することについて [111頁] 議案第52号 広陵町子ども・子育て会議条例の一部を改正 することについて [115頁] 議案第53号 令和5年度広陵町一般会計補正予算(第2号) [119頁] 議案第54号 令和5年度広陵町水道事業会計補正予算 (第1号) [151頁] 議案第55号 古寺川調整池整備工事(3工区)に係る 請負契約の締結について [161頁] 議案第56号 広陵町都市計画マスタープランを改定する ことについて [163頁] 議案第57号 広陵町立地適正化計画を定めることについて [165頁]

### 報告第4号

公用車物損事故による損害賠償額の決定に係る専決処分の報告について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年6月9日報告

広陵町長 山 村 吉 由

1 損害賠償の相手方

- 2 事故の概要
  - (1) 事故発生日時令和5年2月19日 10時30分頃
  - (2) 事故発生場所 奈良県北葛城郡広陵町大字疋相200番先

### (3) 事故の状況

広陵町消防団第1分団運転手が運転する広陵町公用車が防火啓発巡回のため走行していたところ、狭あい道路に面する相手方所有の住居塀(以下「相手方住居塀」という。)に左後方部分が接触し、相手方住居塀の一部を損傷させたものである。

### 3 損害賠償額

82,500円

本件事故による相手方住居塀の損害額は、82,500 円で、本町10割の過失割合として、82,500円を本町の負担とする。

#### 4 和解年月日

令和5年4月7日

なお、当該損害賠償負担額は、町が加入している保険に より補塡済みである。 報告第5号

広陵町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び広陵町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の専決処分の報告について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項 の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項 の規定により報告する。

令和5年6月9日報告



## 專 決 処 分 書

広陵町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び広陵町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和5年5月26日専決

広陵町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に 関する基準を定める条例及び広陵町家庭的保育事業等の設備 及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(広陵町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 広陵町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営 に関する基準を定める条例(平成26年9月広陵町条例第5号) の一部を次のように改正する。

第15条第1項第4号中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」 に改める。

第37条第1項中「同省令」を「同令」に改める。

第44条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

(広陵町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める 条例の一部改正)

第2条 広陵町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年9月広陵町条例第6号)の一部を次のように改正する。

第25条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

報告第6号

広陵町税条例の一部を改正する条例の専決処分 の報告について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項 の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項 の規定により報告し、その承認を求める。

令和5年6月9日報告

# 専 決 処 分 書

広陵町税条例の一部を改正する条例を地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和5年3月31日専決

#### 広陵町税条例の一部を改正する条例

広陵町税条例(昭和30年4月広陵町条例第10号)の一部を次のように改正する。

第46条中「第5号の15様式」の次に「若しくは第5号の15 の2様式又は施行規則第2条の6の規定により総務大臣が定めた様 式」を加え、「によつて」を「により」に改める。

第48条第1項及び第5項中「第22号の4様式」の次に「又は 第22号の4の2様式」を加える。

第50条第1項中「第22号の4様式」の次に「又は第22号の 4の2様式」を加え、同条第2項中「においては」を「には」に改 める。

第98条第1項中「によつて」を「により」に改め、「第34号の2の5様式」の次に「又は第34号の2の5の2様式」を加え、同条第2項中「によつて」を「により」に改め、同条第5項中「第34号の2の5様式」の次に「又は第34号の2の5の2様式」を加え、「によつて」を「により」に改める。

第101条第1項中「第34号の2の5様式」の次に「又は第34号の2の5の2様式」を加え、「によつて」を「により」に改める。

附則第8条第1項中「令和6年度」を「令和9年度」に改める。 附則第10条中「、第63条又は第64条」を「又は第63条」 に、「、第63条若しくは第64条」を「若しくは第63条」に改

める。

附則第10条の2第3項中「附則第15条第15項」を「附則第 15条第14項」に改め、同条第4項中「附則第15条第26項第 1号イ」を「附則第15条第25項第1号イ」に改め、同条第5項

中「附則第15条第26項第1号ロ」を「附則第15条第25項第 1号ロ」に改め、同条第6項中「附則第15条第26項第1号ハ」 を「附則第15条第25項第1号ハ」に改め、同条第7項中「附則 第15条第26項第1号二」を「附則第15条第25項第1号二」 に改め、同条第8項中「附則第15条第26項第2号イ」を「附則 第15条第25項第2号イ」に改め、同条第9項中「附則第15条 第26項第2号ロ」を「附則第15条第25項第2号ロ」に改め、 同条第10項中「附則第15条第26項第2号ハ」を「附則第15 条第25項第2号ハ」に改め、同条第11項中「附則第15条第2 6項第3号イ」を「附則第15条第25項第3号イ」に改め、同条 第12項中「附則第15条第26項第3号ロ」を「附則第15条第 25項第3号ロ」に改め、同条第13項中「附則第15条第26項 第3号ハ」を「附則第15条第25項第3号ハ」に改め、同条第1 4項中「附則第15条第29項」を「附則第15条第28項」に改 め、同条第15項中「附則第15条第33項」を「附則第15条第 32項」に改め、同条第16項中「附則第15条第34項」を「附 則第15条第33項」に改め、同条第17項中「附則第15条第3 9項」を「附則第15条第38項」に改め、同条第18項中「附則 第15条第43項」を「附則第15条第42項」に改め、同条第1 9項中「附則第15条第44項」を「附則第15条第43項」に改 め、同条第21項を次のように改める。

2 1 法附則第 1 5 条の 9 の 3 第 1 項に規定する条例で定める割合 は 3 分の 1 とする。

附則第10条の3第13項を同条第14項とし、同条第12項中 「附則第7条第13項」を「附則第7条第17項」に改め、同項を 同条第13項とし、同条第11項の次に次の1項を加える。

- 12 法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第16項各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。
  - (1)納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号 (個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏 名又は名称)
  - (2) 家屋の所在、家屋番号、種類及び床面積
  - (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
  - (4) 当該工事が完了した年月日
- (5) 当該工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由 附則第15条の2を削り、附則第15条の2の2を附則第15条の2とする。

附則第15条の6第3項を削る。

附則第16条第1項中「第8項」を「第4項」に改め、同条第2項中「令和2年4月1日から令和3年3月31日まで」を「令和4年4月1日から令和8年3月31日まで」に、「令和3年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に改め、同条第3項から第6項までを削り、同条第7項中「附則第30条第7項」を「附則第30条第3項」に、「3輪以上のガソリン軽自動車」を「3輪以上の法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車(以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。)」に改め、「、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場

合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「令和 5年3月31日」を「令和8年3月31日」に、「令和5年度分」 を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」 に、「第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる 字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」を「同条第2号ア(イ) 中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ア(ウ) a中「6,900円」とあるのは「3,500円」」に改め、同項 を同条第3項とし、同条第8項中「附則第30条第8項」を「附則 第30条第4項」に改め、「、当該ガソリン軽自動車が令和3年4 月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受け た場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、 「令和5年3月31日」を「令和7年3月31日」に、「令和5年 度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年 度分」に、「第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に 掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」を「同条第2号 ア(イ)中「3,900円」とあるのは「3,000円」と、同号 ア(ウ)a中「6,900円」とあるのは「5,200円」」に改 め、同項を同条第4項とする。

附則第16条の2第1項中「第8項」を「第4項」に改める。

附則第17条の2第1項及び第2項中「令和5年度」を「令和8年度」に改める。

附則第24条中「。次条において「新型コロナウイルス感染症特 例法」という。」を削る。

附則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

- 第2条 次項に定めるものを除き、この条例による改正後の広陵町 税条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和5年度以後の年 度分の固定資産税について適用し、令和4年度分までの固定資産 税については、なお従前の例による。
- 2 令和3年4月1日から令和5年3月31日までの期間(以下この項において「適用期間」という。)内に地方税法等の一部を改正する法律(令和3年法律第7号)附則第1条第4号に掲げる規定による改正前の地方税法(昭和25年法律第226号)附則第64条に規定する中小事業者等(以下この項において「中小事業者等」という。)が取得(同条に規定する取得をいう。以下この項において同じ。)をした同条に規定する特例対象資産(以下この項において「特例対象資産」という。)(中小事業者等が、同条に規定するリース取引(以下この項において「リース取引」という。)に係る契約により特例対象資産を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条に規定する先端設備等に該当する特例対象資産を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該特例対象資産を含む。)に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

- 第3条 令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間に 取得されたこの条例による改正前の附則第15条の2及び第15 条の6第3項に規定する3輪以上の軽自動車に対して課する軽自 動車税の環境性能割については、なお従前の例による。
- 2 この条例による改正後の附則第16条の規定は、令和5年度以 後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和4年度分 までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

報告第7号

広陵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例 の専決処分の報告について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項 の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項 の規定により報告し、その承認を求める。

令和5年6月9日報告

# 専 決 処 分 書

広陵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和5年3月31日専決

### 広陵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

広陵町国民健康保険税条例 (昭和40年3月広陵町条例第5号) の一部を次のように改正する。

第2条第3項ただし書中「200,000円」を「220,00 0円」に改める。

第22条第1項中「200,00円」を「220,000円」 に改め、同項第2号中「285,000円」を「290,000円」 に改め、同項第3号中「520,000円」を「535,000円」 に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の広陵町国民健康保険税条例の規定は、 令和5年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和 4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。 報告第8号

広陵町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例等の一部を改正する条例の専決処分の報告について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項 の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項 の規定により報告し、その承認を求める。

令和5年6月9日報告

## 專 決 処 分 書

広陵町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例等の一部を改正する条例を地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和5年3月31日専決

広陵町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤 強化のための固定資産税の課税免除に関する条例等の一部を 改正する条例

(広陵町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正)

第1条 広陵町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基 盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例(平成26年 3月広陵町条例第14号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「5年以内」を「令和7年3月31日までの間」 に改める。

附則第2項及び第3項を削り、附則第1項の見出し及び項番号 を削る。

(広陵町企業立地促進条例の一部改正)

第2条 広陵町企業立地促進条例 (平成26年3月広陵町条例第1 6号) の一部を次のように改正する。

附則第3項及び第4項を削る。

(広陵町商業施設立地促進条例の一部改正)

第3条 広陵町商業施設立地促進条例 (平成26年3月広陵町条例 第15号) の一部を次のように改正する。

附則第3項及び第4項を削る。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第1条中 広陵町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化の ための固定資産税の課税免除に関する条例附則第2項及び第3項を 削り、同条例附則第1項の見出し及び項番号を削る改正規定、第2 条並びに第3条の規定は、公布の日から施行する。 報告第9号

令和5年度広陵町一般会計補正予算 (第1号) の専決処分の報告について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項 の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項 の規定により報告し、その承認を求める。

令和5年6月9日報告

### 専 決 処 分 書

令和5年度広陵町一般会計補正予算 (第1号)を地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和5年4月25日専決

令和5年度広陵町一般会計補正予算(第1号)

令和5年度広陵町一般会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ4 0,300千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出 それぞれ13,490,300千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

# 第1表 歲入歲出予算補正

# 歳 入

款	項	補正前の予算額	補正予算額	計
14 国庫支出金		千円 1,949,314	千円 40,300	千円 1, 989, 614
	1 国庫負担金	984, 666	14, 000	998, 666
	2 国庫補助金	956, 301	26, 300	982, 601
歳  入	合 計	13, 450, 000	40, 300	13, 490, 300

# 歳 出

款			項	補正前の予算額	補正予算額	計
				千円	千円	千円
3 民生費				5, 189, 726	26, 300	5, 216, 026
		2 児童福	祉費	2, 309, 287	26, 300	2, 335, 587
4 衛生費				1, 884, 099	14, 000	1, 898, 099
		1 保健衛	生費	506, 239	14, 000	520, 239
歳	出	合	計	13, 450, 000	40, 300	13, 490, 300

# 歳入歳出補正予算事項別明細書

# 1 総 括

(歳 入)

款					補正前の予算額	補正予算額	計
14 国庫支出金					千円 1,949,314	千円 40, 300	千円 1,989,614
歳	入	合	計		13, 450, 000	40, 300	13, 490, 300

# (歳 出)

	款				補正前の予算額	補正予算額	計
3 民生費					千円 5, 189, 726	千円 26, 300	千円 5, 216, 026
4 衛生費					1, 884, 099	14, 000	1, 898, 099
歳	出	合	計		13, 450, 000	40, 300	13, 490, 300

補	正	予	算	額	0)	財	源	内	訳		
特	定		財			源	•	1	般	財	源
国県支出金	地	方	債	そ	(	カ	他		/4×	7.1	1//11
千円			千円				千円				千円
26, 300											
14, 000											
40, 300											

# 2 歳 入

## (款) 14 国庫支出金

(項) 1 国庫負担金

目	補正前の予算額	補正予算額	計
2 衛生費国庫負担金	千円 3, 225	千円 14,000	千円 17, 225
<b>∄</b> +	984, 666	14, 000	998, 666

## (款) 14 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

2 民生費国庫補助金	389, 217	26, 300	415, 517
計	956, 301	26, 300	982, 601

節		説	明
区 分	金額		<i>,</i> ,
1 保健衛生費負担金	千円 14,000	新型コロナウイルスワクチン接種対象	<sub>千円</sub> 策費負担金 14,000

2 児童福祉費補助金	26, 300	低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支 援特別給付金事業補助金	26, 300

## 3 歳 出

# (款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

	補正前の	補正	_	補	正予算額	の財源内	訳
目		→ kk dar	計	特	定 財	源	一般財源
	予算額	予算額		国県支出金	地方債	その他	/1/2// 1//1/
1 児童福祉総 務費	千円 199, 207	千円 26, 300	千円 225, 507	千円 26,300	千円	千円	千円 0
1/4/2							
計	2, 309, 287	26, 300	2, 335, 587	26, 300			0

## (款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

2 予防費	252, 299	14, 000	266, 299	14, 000		0

節・細節	節	説明	
区分	金額	,	
3 職員手当等 6 時間外勤務 手当	千円 500 500	01 給与費 3 職員手当等 ・時間外勤務手当 08 低所得子育て世帯生活支援特別給付金関係	手円 500 500 500 25,800
10 需用費	110	10 需用費 ・消耗品費	110
1 消耗品費 4 印刷製本費	100	・印刷製本費 11 役務費 ・通信運搬費	10 150 50
11 役務費	150	<ul><li>・手数料</li><li>12 委託料</li><li>・電算委託料</li></ul>	100 1, 540 1, 540
1 通信運搬費	50	子育て世帯生活支援特別給付金システム改修委託 料	
4 手数料	100	18 負担金、補助及び交付金 ・給付金	24, 000 24, 000
12 委託料	1,540	子育て世帯生活支援特別給付金	24, 000
13 電算委託料	1, 540		
18 負担金、補助及 び交付金	24, 000		
22 給付金	24, 000		

7 報償費	2, 987	07 新型コロナウイルスワクチン接種事業費	14, 000
		7 報償費	2, 987
4 医師等謝礼	2, 987	• 医師等謝礼	2, 987
		10 需用費	514
10 需用費	514	・消耗品費	314
		• 医薬材料費	200
1 消耗品費	314	12 委託料	10, 448
		• 健診等委託料	10, 448
9 医薬材料費	200	13 使用料及び賃借料	51

3款 民生費 4款 衛生費

# (款) 4 衛生費

# (項) 1 保健衛生費

	補正前の	補 正		補	正予算額	の財源内	〕訳
目			計	特	定 財	源	一般財源
	予 算 額	予 算 額		国県支出金	地方債	その他	/42/14/011
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
計	506, 239	14, 000	520, 239	14, 000			0
μΙ	500, 259	14,000	520, 239	14,000			0

節·細節	<b></b>	説	明
区分	金額	,	7
12 委託料	千円 10,448	・タクシー借上料	千円 51
27 健診等委託 料	10, 448		
13 使用料及び賃借 料	51		
8 タクシー借 上料	51		

### 

#### 1 特 別 職

(単位 千円)

区	分	職員数		給	与	費		共済費	合 計	備考
	刀	(人)	報 酬	給 料	期末手当	その他	計	共併賃	`⊟` ਜੋ	佣石
	長 等	3		25, 176	9, 690	9, 224	44, 090	4, 940	49, 030	
補正	議員	. 14	50, 112		19, 294		69, 406	15, 347	84, 753	
後	その他	723	28, 775			4, 248	33, 023		33, 023	
	計	740	78, 887	25, 176	28, 984	13, 472	146, 519	20, 287	166, 806	
	長 等	3		25, 176	9, 690	9, 224	44, 090	4, 940	49, 030	
補工	議員	. 14	50, 112		19, 294		69, 406	15, 347	84, 753	
補正前	その他	723	28, 775			4, 248	33, 023		33, 023	
133	計	740	78, 887	25, 176	28, 984	13, 472	146, 519	20, 287	166, 806	
	長 等	;								
比	議員									
較	その他									
	計									

#### 2 一般職

### (1)総 括

(単位 千円)

区分	職員数	給	<u>. I</u>	チ	費	共済費	合 計	備考
	(人)	報 酬	給 料	職員手当	計	共併負		TVIII 175
補 正 後	537	377, 355	885, 075	698, 201	1, 960, 631	318, 114	2, 278, 745	
補 正 前	537	377, 355	885, 075	697, 701	1, 960, 131	318, 114	2, 278, 245	
比 較				500	500		500	

(単位 千円)

	区		分	扶養手当	地域手当	期末手当	勤勉手当	管理職手当
	補	正	後	18, 444	56, 493	242, 172	145, 715	31, 920
	補	正	前	18, 444	56, 493	242, 172	145, 715	31, 920
職員手当の内訳	比		較					
	区		分	時間外勤務手当	通勤手当	特殊勤務手当	その他の手当	
	補	正	後	21, 808	13, 666	36	167, 947	
	補	正	前	21, 308	13, 666	36	167, 947	
	比		較	500				

#### ア 会計年度任用職員以外の職員

(単位 千円)

Б	職員数	給	<u>. I</u>	Ŧ.	費	共済費	合 計	備考
区分	(人)	報 酬	給 料	職員手当	計	共併賃	合 計	佣石
補 正 後	256		842, 918	625, 782	1, 468, 700	253, 274	1, 721, 974	
補 正 前	256		842, 918	625, 282	1, 468, 200	253, 274	1, 721, 474	
比較				500	500		500	

(単位 千円)

	区		分	扶養手当	地域手当	期末手当	勤勉手当	管理職手当
	補	正	後	18, 444	53, 961	181, 869	145, 715	31, 920
	補	正	前	18, 444	53, 961	181, 869	145, 715	31, 920
職員手当の内訳	比		較					
	区		分	時間外勤務手当	通勤手当	特殊勤務手当	その他の手当	
	補	正	後	20, 500	12, 837	36	160, 500	
	補	正	前	20,000	12, 837	36	160, 500	
	比		較	500				

#### イ 会計年度任用職員

(単位 千円)

区分		職員数	給	給 与 費			費	共済費	合 計	備考	
	2	73	(人)	報 酬	給	料	職員手当	計	六併其		加持
補	正	後	281	377, 35	5	42, 157	72, 419	491, 931	64, 840	556, 77	1
補	正	前	281	377, 35	5	42, 157	72, 419	491, 931	64, 840	556, 77	1
比		較									

(単位 千円)

	区	5	扶養手当	地域手当	期末手当	勤勉手当	管理職手当
	補	正後	2	2, 532	60, 303		
	補	正前	ĵ	2, 532	60, 303		
職員手当の内訳	比	車	\$				
	区	5.	時間外勤務手当	通勤手当	特殊勤務手当	その他の手当	
	補	正後	1, 308	829		7, 447	
	補	正前	1, 308	829		7, 447	
	比	車					

#### (2) 給料及び職員手当の増減額の明細

(単位 千円)

区	分	増減額	増減事由	別内訳	説	明	備	考
報	±17 = 32(I)		制度改正に 伴う増減分					
羊区	日	その他の 増減分						
給	料		制度改正に 伴う増減分					
不□	117		その他の 増減分					
職員	<b>光</b>	500	制度改正に 伴う増減分					
₩貝-	ナヨ	500	その他の 増減分	500	低所得子育て世帯 付金事業対応による	上活支援特別給 る増		

#### (3) 給料及び職員手当の状況

#### ア 職員一人当たり給与

区	分	一般事務 •技術職	技能労務職	特定任期付職員
	平均給料月額(円)	293, 633	223, 200	_
令和5年1月1日現在	平均給与月額(円)	342, 751	239, 692	_
	平均年齢 (歳)	40	60	_
	平均給料月額(円)	280, 200	264, 300	_
令和4年1月1日現在	平均給与月額(円)	323, 279	297, 258	_
	平均年齢 (歳)	39	59	_

イ 初任給 (円)

区		分	一 般 事 務 · 技 術 職	国 の 制 度
		N		一 般 職
高	校	卒	154, 600	154, 600
短	学	卒	167, 100	167, 100
大	学	卒	185, 200	185, 200

#### ウ 級別職員数

<del>     </del>	/\	_	般	事	彩	Š		技	術	職
区	分	級	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級	合計
令和5年1月	1 口羽左	職員数(人)	6	29	26	40	57	55	34	247
77413年1月	1 口先江	構成比(%)	2. 4	11.7	10.5	16. 2	23. 1	22. 3	13.8	100
令和4年1月	1 口羽左	職員数(人)	7	24	24	38	60	48	54	255
7744年1月	1 口坑江	構成比(%)	2. 7	9. 4	9. 4	14. 9	23.6	18.8	21. 2	100
∀	分	技	Í	能		労		務		職
区	73	級	4級	3級	2級	1級				合計
令和5年1月	1 口羽左	職員数(人)			2					2
77413年1月	1 口先江	構成比(%)			100					100
令和4年1月	1 口刊左	職員数(人)			2					2
7744年1月	1 口坑江	構成比(%)			100					100
区	分	特	定	任	•	期	f	+	職	員
	<i>J</i> J	級	5号	4号	3号	2号	1号			合計
令和5年1月	1日刊左	職員数(人)								
7743年1月	1 日5元1工	構成比(%)								
令和4年1月	1 口羽左	職員数(人)								
774441月	1 日5亿任	構成比(%)								

#### (一般事務・技術職 級別の標準的な職務内容 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員)

区	分	_	般	事	務	•	技	術	職
7	級	理事及び部長の	り職務						
6	級	部次長、課長、	館長、	所長、認	定こども国	園長及び	主幹の職	務	
5	級	課長補佐、室長			ども園副園	園長、幼	稚園長、	保育園長	、上席主任教
4	級	参与、係長、記 び主任保育士の		主幹保育	教諭、幼科	推園副園	長、保育	園副園長	、主任教諭及
3	級	主任若しくは言	主任技師	又は相当	困難な業績	务を行う	職務		
2	級	主事若しくは打	支師又は	高度の知	識若しくに	は経験を	必要とす	る業務を	行う職務
1	級	主事補若しくは	は技師補	又は定型	的な業務を	を行う職	務	•	

#### (一般事務・技術職 級別の標準的な職務内容 定年前再任用短時間勤務職員)

区	分	_	般	事	務		技	術	職
7	級	理事及び部長り	に相当す	る職務					
6	級	部次長、課長、	、館長、	所長、認	定こども国	園長及び	主幹に相	当する職	務
5	級	課長補佐、室:				園長、幼	稚園長、	保育園長	、上席主任教
4	級	参与、係長、 び主任保育士(		主幹保育	教諭、幼科	推園副園	長、保育	園副園長	、主任教諭及
3	級	相当困難な業績	務を行う	職務					
2	級	高度の知識又に	は経験を	必要とす	る業務を行	う 職務			
1	級	定型的な業務	を行う職	務				•	

#### (技能労務職 級別の標準的な職務内容 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員)

区	分	3	技	能	労	務	職		
4	級	3当困難な業務を行う業務員の職務							
3	級	困難な業務を行う業務	困難な業務を行う業務員の職務						
2	級	知識経験を必要とする	知識経験を必要とする業務を行う業務員の職務						
1	級	単純な業務を行う業務	5員の職	战務					

#### (技能労務職 級別の標準的な職務内容 定年前再任用短時間勤務職員)

区	分	技 能 労 務 職						
4	級	目当困難な業務を行う業務員の職務						
3	級	困難な業務を行う業務員の職務						
2	級	知識経験を必要とする業務を行う業務員の職務						
1	級	単純な業務を行う業務員の職務						

#### (特定任期付職員 号別の標準的な職務内容)

区	分		特	定	任	期	付	職	員	
5	号	特に高度の務で重要な				る者がそ	の知識経	験を活用	して特に困	難な業
4	号	特に高度の 務に従事す		な知識経	験を有す	る者がそ	の知識経	験を活用	して特に困	難な業
3	号	高度の専門従事する場		能経験を	·有する者	がその知	識経験を	活用して	特に困難な	業務に
2	号	高度の専門する場合	月的な知言	能経験を	·有する者	がその知	識経験を	活用して	困難な業務	に従事
1	号	高度の専門合	月的な知言	能経験を	·有する者	がその知	識経験を	活用して	業務に従事	する場

#### エ 昇給

	ET.	^	A =1	代表的	な職種
	区	分	合 計	一般職	技能労務職
	職員数	(A) (人)	256	254	2
補	昇給に係る職員数	(B) (人)	196	196	
		1 号給(人)	2	2	
正		2 号給(人)	4	4	
#-	号給数別内訳	3 号給(人)	29	29	
		4号給(人)	161	161	
後		5 号給以上(人)			
	比 率 (B)/	(A) (%)	76. 6	77.2	
	職員数	(A) (人)	256	254	2
補	昇給に係る職員数	(B) (人)	196	196	
		1 号給(人)	2	2	
正		2 号給(人)	4	4	
#-	号給数別内訳	3号給(人)	29	29	
		4号給(人)	161	161	
前		5 号給以上(人)			
	比 率 (B)/	(A) (%)	76. 6	77.2	

#### オ 期末手当・勤勉手当

区分		川 支 給 率 12月(月分)	支給率計(月分)	職制上の段階、職務の級 等による加算措置	備考
補正後	2. 2	2. 2	4. 4	有	
補正前	2. 2	2. 2	4. 4	有	
国の制度	2. 2	2. 2	4. 4	有	

#### カ 定年退職に係る退職手当

区分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の加算 措置等	備考
支 給 率	24. 586875	33. 27075	47. 70900	47. 70900		
国の制度 (支給率)	24. 586875	33. 27075	47. 70900	47. 70900		

#### キ 地域手当

区 分	全職員			
支 給 対 象 地 域	町内全域	東京都の特別区の区域		
支 給 率 (%)	6	20		
支給対象職員数(人)	255	1		
国の指定基準に基づく支給率 (%)	6	20		

#### ク 特殊勤務手当

区分	全 職 種	代 表 的	な職種
	土 椒 浬	一般職	技能労務職
給料総額に対する比率(%)	0.002	0.002	-
支給対象職員の比率(%) (令和5年1月1日現在)	1. 172	1. 172	_
代表的な特殊勤務手当の名称	防疫作業従事手当 行旅病人又は行旅死亡 犬、猫等死体処理従事		手当

#### ケ その他の手当

区			分	国の制度との異同	差 異 の 内 容
扶	養	手	胀	同	
住	居	手	当	同	
通	勤	手	当	同	

報告第10号

令和4年度広陵町一般会計繰越明許費繰越計算書 の報告について

地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第146条 第2項の規定により、別紙のとおり報告する。

令和5年6月9日報告

#### 令和4年度広陵町一般会計繰越明許費繰越計算書

(単位:円)

					左の財源内駅					
款	項	事 業 名	金 額	翌年度繰越額	既収入		未収入特定財	源	一般財源	
					特定財源	国県支出金	地方債	その他	一版外級	
2 総務費	1 総務管理費	広陵中央公民館再整備基本方針策定 支援業務委託	9, 000, 000	8, 700, 000		7, 500, 000			1, 200, 000	
	4 選挙費	知事・県職会議員選挙費	7, 495, 000	2, 895, 409		2, 895, 409				
		出産・子育て応援交付金事業	45, 774, 000	45, 612, 422		42, 918, 000			2, 694, 422	
4 衛生費	1 保健衛生費	新型コロナウイルスワクチン接種体 制確保事業費	28, 800, 000	28, 800, 000		28, 800, 000				
4 柳生黄	1 体延伸生質	新型コロナウイルスワクチン接種事 業費	2, 000, 000	2, 000, 000		2, 000, 000				
		新型コロナウイルスワクチン予防接 種健康被害救済事業費	100, 000	100, 000		100, 000				
	1 農業費	農業振興地域整備計画策定業務委託	2, 000, 000	1, 980, 500					1, 980, 500	
5 農商工費	2 商工費	中小企業・小規模企業等エネルギー 支援補助金事業	44, 000, 000	42, 953, 828		42, 953, 828				
		タウンプロモーション事業委託料	2, 000, 000	400, 000		200, 000			200, 000	
6 土木費	2 道路橋りよう	社会資本整備総合交付金事業 - 百済中央線バイバス整備 - 箸尾準工業地域道路整備 - 商済 3 号線整備 - 橋りょう最秀命化修繕 - 赤邪 2 う 員秀帝化修繕 - 狭あい 祖線整備 - 通学路対策事業 - 交通安全施設等(南 2 2 号線ほか)整備	431, 000, 000	425, 046, 817		227, 179, 139	177, 800, 000		20, 067, 678	
	3 河川費	平成緊急內水対策事業	375, 000, 000	355, 922, 700		177, 961, 350	160, 100, 000		17, 861, 350	
	4 都市計画費	西谷公園整備事業	14, 800, 000	14, 758, 200		7, 379, 100	6, 600, 000		779, 100	
	로 웹타마테 四漢	都市公園整備事業(防災・安全)	15, 200, 000	15, 139, 000		7, 569, 500	6, 800, 000		769, 500	
	2 小学校費	小学校LED化事業 (ESCO事業)	73, 501, 000	73, 501, 000		24, 744, 000	48, 700, 000		57, 000	
8 教育費	3 中学校費	中学校LED化事業 (ESCO事業)	52, 540, 000	52, 540, 000		17, 688, 000	34, 800, 000		52, 000	
	5 幼稚園費	広陵西第二幼稚園解体事業	48, 500, 000	48, 500, 000					48, 500, 000	
	計		1, 151, 710, 000	1, 118, 849, 876		589, 888, 326	434, 800, 000		94, 161, 550	

報告第11号

令和4年度広陵町水道事業会計継続費繰越計算書 の報告について

地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)第1 8条の2第1項の規定により、別紙のとおり報告する。

令和5年6月9日報告

### 令和4年度広陵町水道事業会計継続費繰越計算書

(単位:円)

款	項	事業名	継続費の総額	令和4年度継続費予算現額			支払義務		翌年度	翌年度逓次 繰越額に係 る財源予定		翌年度越級というでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ
				予算計上額	前年度 逓次繰越額	計	発生(見込)額	残額	通次繰越額	国庫補助金	過年度 損益勘定 留保資金	越を要するたな即資産の購入限度額
1 資本的支出	1 建設改良費	広陵町配 水本管布 設替耐震 設計施工 業務		214, 000, 000		214, 000, 000	194, 620, 700	19, 379, 300	19, 379, 300		19, 379, 300	

報告第12号

令和4年度広陵町下水道事業会計予算繰越計算書 の報告について

地方公営企業法 (昭和27年法律第292号) 第26条第 3項の規定により、別紙のとおり報告する。

令和5年6月9日報告

#### 令和4年度広陵町下水道事業会計予算繰越計算書

#### 地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

							左の財源内訳						翌年度繰	
款	項	事業名	予算計上額	支払義務 発生額	翌年度繰越額	国庫補助金	県補助金	企業債	一般会計 繰入金	過年度分 損益勘定 留保資金	不用額	越額に係る要なの購入の関係ををといる。	説明	
1資	【本的 5出	1建設改 良費	管渠布設 事業	29,966,400	円 14,843,800	円 11,803,400	円 4,251,700	円	7,500,000	円	51,700	3,319,200		関連する業のため、

### 議 案 第 3 4 号

広陵町農業委員会委員の選任につき同意を求める ことについて

次の者を広陵町農業委員に選任したいので、農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和5年6月9日提出

広陵町長 山 村 吉 由

住 所 広陵町大字安部775番地

氏 名 乾 善德

生年月日 昭和29年2月12日

任 期 3年

### 議案第35号

広陵町農業委員会委員の選任につき同意を求める ことについて

次の者を広陵町農業委員に選任したいので、農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和5年6月9日提出

広陵町長 山 村 吉 由

住 所 広陵町大字三吉706番地2

氏 名 村井 秀明

生年月日 昭和20年10月29日

任 期 3年

### 議案第36号

広陵町農業委員会委員の選任につき同意を求める ことについて

次の者を広陵町農業委員に選任したいので、農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和5年6月9日提出

広陵町長 山 村 吉 由

住 所 広陵町大字三吉1679番地1

氏 名 寺口 善德

生年月日 昭和35年2月27日

任 期 3年

### 議案第37号

広陵町農業委員会委員の選任につき同意を求める ことについて

次の者を広陵町農業委員に選任したいので、農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和5年6月9日提出

広陵町長 山 村 吉 由

住 所 広陵町大字古寺305番地

氏 名 松山 勝

生年月日 昭和26年12月10日

任 期 3年

 令和5年7月20日から

 令和8年7月19日まで

### 議案第38号

広陵町農業委員会委員の選任につき同意を求める ことについて

次の者を広陵町農業委員に選任したいので、農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和5年6月9日提出

広陵町長 山 村 吉 由

住 所 広陵町大字南郷1205番地2

生年月日 昭和24年10月3日

任 期 3年

### 議案第39号

広陵町農業委員会委員の選任につき同意を求める ことについて

次の者を広陵町農業委員に選任したいので、農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和5年6月9日提出

広陵町長 山 村 吉 由

住 所 広陵町大字南郷1262番地

氏 名 吉岡 清隆

生年月日 昭和39年10月23日

任 期 3年

### 議案第40号

広陵町農業委員会委員の選任につき同意を求める ことについて

次の者を広陵町農業委員に選任したいので、農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和5年6月9日提出

広陵町長 山 村 吉 由

住 所 広陵町大字百済1233番地

氏 名 寺西 和子

生年月日 昭和30年4月1日

任 期 3年

### 議 案 第 4 1 号

広陵町農業委員会委員の選任につき同意を求める ことについて

次の者を広陵町農業委員に選任したいので、農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和5年6月9日提出

広陵町長 山 村 吉 由

住 所 広陵町大字百済1252番地

氏 名 島田 雅彦

生年月日 昭和39年7月28日

任 期 3年

### 議案第42号

広陵町農業委員会委員の選任につき同意を求める ことについて

次の者を広陵町農業委員に選任したいので、農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和5年6月9日提出

広陵町長 山 村 吉 由

住 所 広陵町大字百済1432番地

氏 名 辻谷 良雄

生年月日 昭和27年10月20日

任 期 3年

### 議案第43号

広陵町農業委員会委員の選任につき同意を求める ことについて

次の者を広陵町農業委員に選任したいので、農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和5年6月9日提出

広陵町長 山 村 吉 由

住 所 広陵町大字広瀬24番地2

氏名 杉本 雅照

生年月日 昭和33年10月16日

任 期 3年

### 議 案 第 4 4 号

広陵町農業委員会委員の選任につき同意を求める ことについて

次の者を広陵町農業委員に選任したいので、農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和5年6月9日提出

広陵町長 山 村 吉 由

住 所 広陵町大字沢575番地1

氏 名 山本 佳司

生年月日 昭和22年7月29日

任 期 3年

### 議案第45号

広陵町農業委員会委員の選任につき同意を求める ことについて

次の者を広陵町農業委員に選任したいので、農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和5年6月9日提出

広陵町長 山 村 吉 由

住 所 広陵町大字萱野 5 9 6 番地 9

氏 名 安田 善紀

生年月日 平成元年2月10日

任 期 3年

### 議案第46号

広陵町農業委員会委員の選任につき同意を求める ことについて

次の者を広陵町農業委員に選任したいので、農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和5年6月9日提出

広陵町長 山 村 吉 由

住 所 広陵町大字南298番地

氏 名 植村 典久

生年月日 昭和27年5月30日

任 期 3年

### 議案第47号

広陵町農業委員会委員の選任につき同意を求める ことについて

次の者を広陵町農業委員に選任したいので、農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和5年6月9日提出

広陵町長 山 村 吉 由

住 所 広陵町馬見南4丁目1番8-14号

氏 名 龍 節子

生年月日 昭和34年5月10日

任 期 3年

# 議 案 第 4 8 号

広陵町政策推進審議会設置条例の制定について

広陵町政策推進審議会設置条例を別紙のとおり制定する。

令和5年6月9日提出

広陵町長 山 村 吉 由

#### 広陵町政策推進審議会設置条例

(設置)

第1条 広陵町の総合計画並びに総合戦略の策定及び実行に関し、 広陵町自治基本条例(令和3年5月広陵町条例第1号)第33条 の規定に基づき、効率的で効果的な行財政運営を実施することを 目的として行政評価を実施し、施策等の改革及び改善を推進する ため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第 3項に規定する附属機関として、広陵町政策推進審議会(以下 「審議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

- 第2条 審議会は、次に掲げる事項について審議する。
  - (1) 総合計画の策定及び実行に関すること。
  - (2) 総合戦略の策定及び実行に関すること。
  - (3) 行政評価の方法に関すること。
  - (4) 行政評価結果の審査に関すること。
  - (5) 行政改革の推進に関すること。
  - (6) その他町長が必要と認めること。

(組織及び委員)

- 第3条 審議会は、委員16人以内で組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。
  - (1) 学識経験者
  - (2) 町内関係団体から推薦のあった者
  - (3) 町民からの公募により選考した者
  - (4) その他町長が適当と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員 が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間と する。 (会長及び副会長)

- 第5条 審議会に会長及び副会長を置き、会長は委員の互選により 選出し、副会長は委員のうちから会長が指名する。
- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が 欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第6条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、 その議長となる。ただし、会長が互選される前に招集する会議は、 町長が招集する。
- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、 議長の決するところによる。

(部会)

- 第7条 審議会は、必要があると認めるときは、部会を置くことが できる。
- 2 部会に属する委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選により定める。
- 4 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、部会に 属する委員のうちからあらかじめ部会長が指名する委員がその職 務を代理する。

(関係者の出席等)

第8条 会長及び部会長は、必要があると認めるときは、関係者に対し、必要な資料の提出を求め、又は会議若しくは部会の会議への出席を求めて意見若しくは説明を聴くことができる。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、企画担当課において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例 (昭和31年10月広陵町条例第30号)の一部を次のように改 正する。

別表中28の項を削り、29の項を28の項とし、30の項から62の項までを1項ずつ繰り上げ、63の項を削り、64の項を62の項とし、65の項を63の項とし、66の項を64の項とし、同項の次に次の1項を加える。

6 5 広陵町政策推進審議 日額 1 2,000円 会の委員

(広陵町総合計画審議会設置条例及び広陵町行政改革推進委員会 設置条例の廃止)

3 広陵町総合計画審議会設置条例(令和3年3月広陵町条例第26号)及び広陵町行政改革推進委員会設置条例(昭和60年6月広陵町条例第23号)は、廃止する。

## 議案第49号

広陵町税条例の一部を改正することについて

広陵町税条例 (昭和30年4月広陵町条例第10号) の一部を別紙のとおり改正する。

令和5年6月9日提出

広陵町長 山 村 吉 由

#### 広陵町税条例の一部を改正する条例

広陵町税条例(昭和30年4月広陵町条例第10号)の一部を次のように改正する。

第34条の9第2項中「又は」の次に「当該控除することができなかつた金額のうち法第314条の9第2項後段に規定する還付をすべき金額により」を加え、「の同項」を「の前項」に、「若しくは町民税に充当し」を「、個人の町民税若しくは森林環境税を納付し、若しくは納入し」に、「に充当する」を「を納付し、若しくは納入する」に改める。

第36条の3の2第5項中「第3項」を「第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「第2項」を「第3項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「前2項」を「第1項及び前項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を給与支払者を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該給与支払者を経由して提出した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書(その者が当該前年の中途において次項の規定による申告書を当該給与支払者を経由して提出した場合には、当該前年の最後に提出した同項の規定による申告書)に記載した事項と異動がないときは、給与所得者は、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の2第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出することができる。

第38条の見出し中「方法」を「方法等」に改め、同条第1項中 「によつて」を「により」に改め、同条に次の1項を加える。

3 森林環境税は、当該個人の町民税の均等割を賦課し、及び徴収する場合に併せて賦課し、及び徴収する。

第41条中「及び」を「、個人の」に、「の合算額」を「及び森 林環境税額の合算額」に、「によつて」を「により」に改める。

第44条第1項中「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に改め、「均等割額」の次に「(これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。次項及び第5項において同じ。)」を加え、同条第2項中「においては」を「には」に、「によつて」を「により」に改め、同条第3項、第5項及び第6項中「によつて」を「により」に改める。

第47条第1項中「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第2項中「通知によつて」を「通知により」に、「第17条の2の規定によつて」を「第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したものとみなす」に改める。

第47条の2第1項中「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に改め、「及び均等割額」の次に「(これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この条及び第47条の5において同じ。)」を加え、同項第2号及び同条第2項中「によつて」を「により」に改める。

第47条の6第1項中「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第2項中「方法によつて」を「方法により」に、「第17条の2の規定によつて」を「第17条の2の2

第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したものとみなす」に改める。第82条第1号エ中「及び」を「、」に改め、「3輪のもの」の次に「及び道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車」を

附則第15条の2第4項及び第16条の2第3項中「100分の 10」を「100分の35」に改める。

附 則

(施行期日)

加える。

- 第1条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該 各号に定める日から施行する。
  - (1) 第82条第1号エの改正規定及び附則第3条第1項の規定(この条例による改正後の広陵町税条例(以下「新条例」という。) 附則第16条の2第3項に係る部分を除く。) 令和5年7月
  - (2) 第34条の9第2項並びに第38条の見出し及び同条第1項 の改正規定、同条に1項を加える改正規定並びに第41条、第 44条、第47条、第47条の2及び第47条の6の改正規定 並びに附則第15条の2の改正規定及び附則第16条の2第3 項の改正規定並びに次条第1項並びに附則第3条第1項(新条 例附則第16条の2第3項に係る部分に限る。)及び第2項の 規定 令和6年1月1日
  - (3) 第36条の3の2の改正規定及び次条第2項の規定 令和7 年1月1日

(町民税に関する経過措置)

- 第2条 前条第2号に掲げる規定による改正後の広陵町税条例の規定中個人の町民税に関する部分は、令和6年度分以後の年度分の個人の町民税について適用し、令和5年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。
- 2 新条例第36条の3の2第2項の規定は、令和7年1月1日以後に支払を受けるべき広陵町税条例第36条の3の2第1項に規定する給与(以下この項において「給与」という。)について提出する同項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき給与について提出した同項の規定による申告書については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

- 第3条 新条例第82条第1号エ及び附則第16条の2第3項の規定は、令和6年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和5年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。
- 2 新条例附則第15条の2第4項の規定は、附則第1条第2号に 掲げる規定の施行の日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対 して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、同日前に 取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境 性能割については、なお従前の例による。

議案第50号

広陵町国民健康保険税条例及び広陵町介護保険 条例の一部を改正することについて

広陵町国民健康保険税条例(昭和40年3月広陵町条例第 5号)及び広陵町介護保険条例(平成12年3月広陵町条例 第19号)の一部を別紙のとおり改正する。

令和5年6月9日提出

広陵町長 山 村 吉 由

広陵町国民健康保険税条例及び広陵町介護保険条例の一部を 改正する条例

(広陵町国民健康保険税条例の一部改正)

第1条 広陵町国民健康保険税条例(昭和40年3月広陵町条例第 5号)の一部を次のように改正する。

第11条第1項中「同月28日まで」の次に「(ただし、閏年は29日まで)」を加える。

附則第15項中「令和3年度分及び令和4年度分」を「令和4年度相当分」に、「令和4年4月1日から令和5年3月31日まで」を「令和4年度末に資格を取得したこと等により令和5年4月1日から同年12月25日まで」に、「(特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日)が設定されている」を「が到来する」に改める。

(広陵町介護保険条例の一部改正)

第2条 広陵町介護保険条例(平成12年3月広陵町条例第19号) の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「同月28日まで」の次に「(ただし、閏年は 29日まで)」を加える。

附則第8条第1項中「令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に普通徴収の納期限(特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日)が定められている令和3年度分及び令和4年度分」を「令和4年度相当分の保険料であって、令和4年度末に第1号被保険者の資格を取得したこと等の理由により、令和5年4月1日から同年12月25日までの間に普通徴収の納期限が到来する」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行し、第1条の規定による改正後の 広陵町国民健康保険税条例附則第15項の規定及び第2条の規定に よる改正後の広陵町介護保険条例附則第8条第1項の規定は、令和 5年4月1日から適用する。

#### 議 案 第 5 1 号

広陵町放課後児童健全育成事業の設備及び運営 に関する基準を定める条例の一部を改正すること について

広陵町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年9月広陵町条例第7号)の一部を別紙のとおり改正する。

令和5年6月9日提出

広陵町長 山 村 吉 由

広陵町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準 を定める条例の一部を改正する条例

広陵町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年9月広陵町条例第7号)の一部を次のように改正する。

附則第2条中「令和5年3月31日」を「令和8年3月31日」 に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第52号

広陵町子ども・子育て会議条例の一部を改正 することについて

広陵町子ども・子育て会議条例(平成25年9月広陵町条 例第2号)の一部を別紙のとおり改正する。

令和5年6月9日提出

広陵町長 山 村 吉 由

#### 広陵町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例

広陵町子ども・子育て会議条例(平成25年9月広陵町条例第2号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「15人」を「16人」に改め、同条第2項中第 4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 若者(おおむね30歳未満の者をいう。) 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第53号

令和5年度広陵町一般会計補正予算(第2号)

令和5年度広陵町一般会計補正予算 (第2号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3 35,471千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳 出それぞれ13,825,771千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 既定の地方債の追加及び変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和5年6月9日提出

広陵町長 山 村 吉 由

# 第1表 歲入歲出予算補正

## 歳 入

款	項	補正前の予算額	補正予算額	計
		千円	千円	千円
14 国庫支出金		1, 989, 614	246, 523	2, 236, 137
	1 国庫負担金	998, 666	43, 262	1, 041, 928
	2 国庫補助金	982, 601	203, 261	1, 185, 862
15 県支出金		1, 105, 038	△7, 283	1, 097, 755
	2 県補助金	503, 182	△7, 283	495, 899
18 繰入金		419, 706	46, 631	466, 337
	1 基金繰入金	419, 706	46, 631	466, 337
20 町債		1, 053, 200	49, 600	1, 102, 800
	1 町債	1, 053, 200	49, 600	1, 102, 800
歳  入	合 計	13, 490, 300	335, 471	13, 825, 771

# 歳 出

款	項	補正前の予算額	補正予算額	計
0 (1) 7h 7th		千円	千円	千円
2 総務費		1, 438, 616	30, 014	1, 468, 630
	1 総務管理費	1, 189, 407	30, 014	1, 219, 421
3 民生費		5, 216, 026	147, 695	5, 363, 721
	1 社会福祉費	2, 880, 439	111, 522	2, 991, 961
	2 児童福祉費	2, 335, 587	36, 173	2, 371, 760
4 衛生費		1, 898, 099	53, 262	1, 951, 361
	1 保健衛生費	520, 239	53, 262	573, 501
5 農商工費		271, 726	84, 200	355, 926
	2 商工費	128, 497	84, 200	212, 697
6 土木費		1, 386, 885	13, 800	1, 400, 685
	2 道路橋りょう費	721, 606	5, 500	727, 106
	4 都市計画費	184, 954	8, 300	193, 254
7 消防費		475, 747	0	475, 747
	1 消防費	475, 747	0	475, 747
8 教育費		1, 316, 131	6, 500	1, 322, 631
	5 社会教育費	326, 934	6, 500	333, 434
歳 出	合 計	13, 490, 300	335, 471	13, 825, 771

# 第2表 地方債補正

# 1 追加

起債の目的	限度額	限度額 起債の		償還の方法
庁 舎 非 構 造 部 材 改 修 事 業	千円 19, 400	普通貸借又は証券発行	3.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる公 所資金及び地方公 中団体金融機構率の 共団体金融で利率の 見直しをでける、当率 見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行 その他の場合は、その債 権者との協定による。た だし、財政の都合により 繰上償還し、又は低利に 借り換えすることができ る。
庁舎トイレ改修事業	2,000	同上	同上	同上
はしお元気村トイレ改修事業	3, 000	同上	同上	同上
さわやかホールトイレ改修事業	12, 200	同上	同上	同上
公園施設トイレ改修事業	5, 400	同上	同上	同上
図書館トイレ改修事業	2, 200	同上	同上	同上
中央公民館トイレ改修事業	4, 200	同上	同上	同上

## 2 変 更

		補	正前			補	正後	
起債の目的	限度額	起債の 方 法	利率	償還の方法	限度額	起債の 方 法	利率	償還の方法
	千円				千円			
防火水槽設置事業	16, 800	普通貸借 又は証券 発行	3. (利方入資方金金利し後は直率) た率式れ金公融に率をに、しい以し直借政び団構い見つい該の内、しり府地体資で直たて見利	政つそ件銀のそとよし都繰し利えが府いのに行場ののる、合上、にすで資て融よそ合債協。財に償又借るき金は資りのは権定た政よ還はりこるに、条、他、者にだのり 低換と。	18, 000		3. (利方入資方金金利し後は直率) かた率式れ金公融に率をに、しり以し直借政び団構い見っい該の内、しり府地体資で直たて見利	政つそ件銀のそとよし都繰し利えが府いのに行場ののる、合上、にすで資て融よそ合債協。財に償又借るき金は資りのは権定た政よ還はりこるに、条、他、者にだのり 低換と。

# 歳入歳出補正予算事項別明細書

# 1 総 括

(歳 入)

款	補正前の予算額	補正予算額	計
14 国庫支出金	千円 1,989,614	千円 246, 523	千円 2, 236, 137
15 県支出金	1, 105, 038	△7, 283	1, 097, 755
18 繰入金	419, 706	46, 631	466, 337
20 町債	1, 053, 200	49, 600	1, 102, 800
歳 入 合 計	13, 490, 300	335, 471	13, 825, 771

## (歳 出)

	款			補正前の予算額	補正予算額	計
2 総務費				千円 1,438,616	千円 30,014	千円 1,468,630
3 民生費				5, 216, 026	147, 695	5, 363, 721
4 衛生費				1, 898, 099	53, 262	1, 951, 361
5 農商工費				271, 726	84, 200	355, 926
6 土木費				1, 386, 885	13, 800	1, 400, 685
7 消防費				475, 747	0	475, 747
8 教育費				1, 316, 131	6, 500	1, 322, 631
歳	出	合	計	13, 490, 300	335, 471	13, 825, 771

補	正	予	算	額	0)	ļ	財	源	内	彭	7		
特	定		財				源		-	_	般	財	源
国県支出金	地	方	債	7		の	他	拉			/1/	7.1	1/21
千円 1,297			千円 21,400				千 11, 9	-円 910					千円 △4, 593
115, 370			15, 200					50					17, 075
53, 262													
70, 426							2, 4	400					11, 374
			5, 400				2, 9	900					5, 500
△1, 115			1, 200										△85
			6, 400				1	100					
239, 240			49,600				17, 3	360				_	29, 271

#### 2 歳 入

#### (款) 14 国庫支出金

# (項) 1 国庫負担金

目	補正前の予算額	補正予算額	計
2 衛生費国庫負担金	千円 17, 225	千円 43, 262	千円 60, 487
<b>∄</b> +	998, 666	43, 262	1, 041, 928

#### (款) 14 国庫支出金

#### (項) 2 国庫補助金

1 総務費国庫補助金	26, 921	185, 326	212, 247
2 民生費国庫補助金	415, 517	7, 935	423, 452
3 衛生費国庫補助金	19, 934	10,000	29, 934
<b>∄</b> +	982, 601	203, 261	1, 185, 862

#### (款) 15 県支出金

#### (項) 2 県補助金

1 総務費県補助金	4, 500	1, 200	5, 700
2 民生費県補助金	336, 565	△7, 368	329, 197
6 消防費県補助金	1, 115	△1, 115	0
計	503, 182	△7, 283	495, 899

#### (款) 18 繰入金

## (項) 1 基金繰入金

1 財政調整基金繰入金	343, 058	29, 271	372, 329
5 みどりのふるさと応援基金繰入金	60, 658	17, 360	78, 018

節		説	明
区 分	金額	——————————————————————————————————————	
1 保健衛生費負担金	千円 43, 262	新型コロナウイルスワクチン接種対策	<sub>千円</sub> 竞費負担金 43,262

1 総務管理費補助金	185, 326	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交 付金(重点交付金)	185, 326
2 児童福祉費補助金	7, 935	就学前教育・保育施設整備交付金	7, 935
1 保健衛生費補助金	10, 000	新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業 費補助金	10, 000

1 総務管理費補助金	1, 200	奈良県移住・就業・起業支援事業補助金	1, 200
2 児童福祉費補助金	△7, 368	認定こども園施設整備交付金	△7, 368
1 消防費補助金	△1, 115	消防力強化支援事業補助金	△1,115

1 財政調整基金繰入金	29, 271	財政調整基金繰入金	29, 271
1 みどりのふるさと 応援基金繰入金	17, 360	みどりのふるさと応援基金繰入金	17, 360

14款 国庫支出金 15款 県支出金 18款 繰入金

#### (款) 18 繰入金

# (項) 1 基金繰入金

目	補正前の予算額	補正予算額	計
計	千円	千円	千円
	419, 706	46,631	466, 337

#### (款) 20 町債

# (項) 1 町債

2 総務債	3, 400	21, 400	24, 800
3 民生債	72, 900	15, 200	88, 100
6 土木債	447, 400	5, 400	452, 800
7 消防債	23, 000	1, 200	24, 200
8 教育債	32, 600	6, 400	39, 000
<b>≅</b> †	1, 053, 200	49, 600	1, 102, 800

節				説	明	
区	分	金	額	WL	7,	
			千円			千円

1 総務管理債	21, 400	庁舎非構造部材改修事業債 庁舎トイレ改修事業債	19, 400 2, 000
1 社会福祉債	15, 200	はしお元気村トイレ改修事業債 さわやかホールトイレ改修事業債	3, 000 12, 200
3 公園管理債	5, 400	公園施設トイレ改修事業債	5, 400
1 災害対策債	1, 200	防火水槽設置事業債	1, 200
1 社会教育債	6, 400	図書館トイレ改修事業債 中央公民館トイレ改修事業債	2, 200 4, 200

## 3 歳 出

## (款) 2 総務費

# (項) 1 総務管理費

	補正前の	補正		補	正予算額	の財源内	訳
目			計	特	定 財	源	一般財源
	予算額	予 算 額		国県支出金	地方債	その他	/4×//1 1//1/
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1一般管理費	915, 407	21, 762	937, 169	97	21, 400	250	15
2 財産管理費	116, 928	11, 660	128, 588			11, 660	0
3 企画費	85, 497	1, 792	87, 289	1, 200			592
5 交通安全対 策費	7, 552	△5, 200	2, 352				△5, 200
小只							
計	1, 189, 407	30, 014	1, 219, 421	1, 297	21, 400	11, 910	△4, 593

節・細節		説明	
区分	金額	μ <u>τ</u> 91	
4 共済費 3 社会保険料	千円 97 97	02 給与費(会計年度任用職員) 4 共済費 ・社会保険料	手円 97 97 97
10 需用費 6 修繕料	2, 250 2, 250	14 庁舎管理費 10 需用費 ・修繕料 庁舎トイレ改修	21, 665 2, 250 2, 250
14 工事請負費 2 庁舎等改修 工事	19, 415 19, 415	14 工事請負費 ・庁舎等改修工事 庁舎非構造部材改修工事	19, 415 19, 415 19, 415
24 積立金 6 減債基金積 立金	11, 660 11, 660	02 基金関係費 24 積立金 ・減債基金積立金	11, 660 11, 660 11, 660
1 報酬 50 総合計画審議会委員報 酬 54 政策推進審議会委員報 酬 18 負担金、補助及	192 △192 384	01 一般経費 (総合政策課) 1 報酬 ・総合計画審議会委員報酬 (日額) △8,000円×1/2×12人×4回=△192,00 ・政策推進審議会委員報酬 (日額) 12,000円×1/2×16人×4回=384,000円 18 負担金、補助及び交付金 ・個人補助金 広陵町移住支援金	384
10 頁担金、補助及 び交付金 8 個人補助金 12 委託料 1 測量・設計 委託料	1,600 1,600 △5,200 △5,200	02 交通公園費 12 委託料 ・測量・設計委託料 交通公園解体設計委託料	$\triangle$ 5, 200 $\triangle$ 5, 200 $\triangle$ 5, 200 $\triangle$ 5, 200

## (款) 3 民生費

## (項) 1 社会福祉費

	補正前の	補正		補	正予算額	の財源内	訳
目	→ <i>bb</i> ba	→ kh ha:	計	特	定財	源	一般財源
	予 算 額	予 算 額		国県支出金	地方債	その他	/422/14 1//11
1 社会福祉総 務費	千円 323, 354	千円 94, 461	千円 417,815	千円 86, 751	千円	千円	千円 7,710

節・細節		説明	
区分	金額	10L 91	
1 報酬	千円 1,006	01 給与費	手円 300
47 会計年度任 用職員報酬	1,006	<ul><li>3 職員手当等</li><li>・時間外勤務手当</li></ul>	300 300
3 職員手当等	525	02 給与費(会計年度任用職員) 1 報酬 ・会計年度任用職員報酬(1人)	1, 322 1, 006 1, 006
3 期末手当	225	3 職員手当等 ・期末手当	225 225
6 時間外勤務手当	300	4 共済費 ・共済組合負担金 8 旅費	61 61 30
4 共済費	61	・費用弁償	30
1 共済組合負 担金	61	09 低所得世帯支援給付金事業 10 需用費	85, 129 87
8 旅費	30	・消耗品費 ・印刷製本費 11 役務費	50 37 750
2 費用弁償	30	・ 通信運搬費 ・ 手数料	475 275
10 需用費	87	12 委託料 • 電算委託料	2, 992 2, 992
1 消耗品費	50	低所得世帯支援給付金システム構築委託料 18 負担金、補助及び交付金	2, 992 81, 300
4 印刷製本費	37	・給付金 低所得世帯支援給付金	81, 300 81, 300
11 役務費	750	10 住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業	1
1 通信運搬費	475	22 償還金、利子及び割引料 ・国庫補助金返還金	1
4 手数料	275	11 電力・ガス・食品等価格高騰緊急支援給付事業	7, 709
12 委託料	2, 992	11 電力・ガス・良田寺価裕同騰系志又仮和竹事来 22 償還金、利子及び割引料 ・国庫補助金返還金	7, 709 7, 709 7, 709
13 電算委託料	2, 992	四伊丽初业处体业	1,109
18 負担金、補助及 び交付金	81, 300		
22 給付金	81, 300		

## (款) 3 民生費

# (項) 1 社会福祉費

	補正前の	補正		補	正予算額	の財源内	訳
目	foto		計	特	定 財	源	一般財源
	予 算 額	予 算 額		国県支出金	地方債	その他	/4// 1///
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
6 総合保健福 祉会館費	65, 054	12, 250	77, 304		12, 200	50	0
9 はしお元気 村費	103, 897	4, 811	108, 708		3,000		1,811
計	2, 880, 439	111, 522	2, 991, 961	86, 751	15, 200	50	9, 521

#### (款) 3 民生費

## (項) 2 児童福祉費

1 児童福祉総 務費	225, 507	31, 514	257, 021	28, 052		3, 462

節・細節		説	明
区分	金額		
22 償還金、利子及 び割引料	千円 7,710		千円
12 国庫補助金 返還金	7, 710		
10 需用費	12, 250	01 一般経費	12, 250
6 修繕料	12, 250	10 需用費 ・修繕料 さわやかホールトイレ改修	12, 250 12, 250
10 需用費	3,000	01 はしお元気村費	4, 811
6 修繕料	3, 000	10 需用費 ・修繕料	3, 000 3, 000
21 補償、補填及び 賠償金	1, 811	はしお元気村トイレ改修 21 補償、補填及び賠償金 ・損失補償金	1, 811 1, 811
6 損失補償金	1, 811		

1 報酬	12	03 保育園等一般経費(こども課)	12
		1 報酬	12
31 子ども・子	12	・子ども・子育て会議委員報酬	12
育て会議委		(日額) 8,000円×1/2×1人×3日=12,000円	
員報酬			
		09 地域振興券事業(子育て世帯応援型)	31, 502
10 需用費	75	10 需用費	75
		・消耗品費	75
1 消耗品費	75	11 役務費	555
		・通信運搬費	555
11 役務費	555	12 委託料	4, 472
		・その他委託料	4, 472
1 通信運搬費	555	支援業務委託料	4, 472
		18 負担金、補助及び交付金	26, 400
12 委託料	4, 472	・その他補助金	26, 400

3款 民生費

## (款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

	補正前の	補正		補	正予算額	の財源内	〕訳
目	→ <i>6</i> 55 ±=	→ kk tor	計	特	定 財	源	一般財源
	予 算 額	予 算 額		国県支出金	地方債	その他	/42/14 1//11
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
5 認定こども 園新設事業	11, 053	4, 659	15, 712	567			4, 092
費							
計	2, 335, 587	36, 173	2, 371, 760	28, 619			7, 554

## (款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

2 予防費	266, 299	53, 262	319, 561	53, 262		0

節・細質	ή	説明	
区分	金額		
38 その他委託 料	千円 4,472	地域振興券事業補助金(子育て世帯応援型)	千円 26, 400
18 負担金、補助及 び交付金	26, 400		
10 その他補助 金	26, 400		
12 委託料	3, 809	01 認定こども園新設事業 12 委託料	4, 659 3, 809
5 測量・分筆 等委託料	2, 609	・測量・分筆等委託料 東校区認定こども園用地測量業務等委託料 ・調査・点検等委託料	2, 609 2, 609 1, 200
6 調査・点検 等委託料	1, 200	東校区認定こども園用地土壌調査業務委託料 18 負担金、補助及び交付金 ・その他補助金	1, 200 850
18 負担金、補助及 び交付金	850	西校区認定こども園施設整備補助金	850 850
10 その他補助 金	850		

7 報償費	2, 987	07 新型コロナウイルスワクチン接種事業費	43, 262
		7 報償費	2, 987
4 医師等謝礼	2, 987	・医師等謝礼	2, 987
		12 委託料	40, 270
12 委託料	50, 270	• 健診等委託料	38, 899
		予防接種委託料	38, 899
27 健診等委託	38, 899	・その他委託料	1, 371
料		会場運営委託料	1, 355
		医療廃棄物処理委託料	16
38 その他委託	11, 371	13 使用料及び賃借料	5
料	,	・タクシー借上料	5

3款 民生費 4款 衛生費

## (款) 4 衛生費

# (項) 1 保健衛生費

	補正前の	補正		補	正予算額	の財源内	訳
目			計	特	定 財	源	一般財源
	予 算 額	予 算 額		国県支出金	地方債	その他	/\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
計	520, 239	53, 262	573, 501	53, 262			0
計	520, 239	53, 262	573, 501	53, 262			

## (款) 5 農商工費

#### (項) 2 商工費

1 商工振興費	85, 797	80, 801	166, 598	70, 426		10, 375
2 観光費	7, 362	2, 400	9, 762		2, 400	0
3 ふるさと会	35, 338	999	36, 337			999
館費						

節・細節			説明	
区 分	金 :	額		
13 使用料及び賃借 料 8 タクシー借 上料		千円 5 5	09 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費 12 委託料 ・その他委託料 予約代行委託料	手円 10,000 10,000 10,000 10,000

10 無用費 1 消耗品費 11 役務費 1 通信運搬費 12 委託料 38 その他委託 料 18 負担金、補助及 び交付金 10 その他補助 金	100 100 1, 221 1, 221 9, 480 9, 480 70, 000	06 地域振興券事業(全世帯型) 10 需用費 ・消耗品費 11 役務費 ・通信運搬費 12 委託料 ・その他委託料 支援業務委託料 18 負担金、補助及び交付金 ・その他補助金 地域振興券事業補助金(全世帯型)	80, 801 100 1, 221 1, 221 9, 480 9, 480 9, 480 70, 000 70, 000 70, 000
12 委託料 1 測量・設計 委託料	2, 400 2, 400	01 観光費 12 委託料 ・測量・設計委託料 櫛玉神社トイレ改修工事設計委託料	2, 400 2, 400 2, 400 2, 400
21 補償、補填及び 賠償金 6 損失補償金	999	01 ふるさと会館費 21 補償、補填及び賠償金 ・損失補償金	999 999 999

4款 衛生費 5款 農商工費

# (款) 5 農商工費

## (項) 2 商工費

ſ		補正前の	補 正		補	正予算額	の財源内	訳
	目		fefs .i.=e	計	特	定財	源	一般財源
		予 算 額	予 算 額		国県支出金	地方債	その他	/\\\X\X\1\/\\\
I		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
I	計	128, 497	84, 200	212, 697	70, 426		2, 400	11, 374

## (款) 6 土木費

## (項) 2 道路橋りょう費

1 道路橋りょう維持費	73, 971	5, 500	79, 471		5, 500
計	721, 606	5, 500	727, 106		5, 500

# (款) 6 土木費

# (項) 4 都市計画費

2 公園管理費	102, 205	8, 300	110, 505	5, 400	2, 900	0
計	184, 954	8, 300	193, 254	5, 400	2, 900	0

# (款) 7 消防費

## (項) 1 消防費

3 消防施設費	20, 521	0	20, 521	△1, 115	1, 200	△85
計	475, 747	0	475, 747	△1, 115	1, 200	△85

	節·細節	節・細節		説	明
区	分	金	額	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	
			千円		千円

18 負担金、補助及	5, 500	01 道路橋りょう維持費	5, 500
び交付金		18 負担金、補助及び交付金	5, 500
3 その他負担	5, 500	・その他負担金	5, 500
金		箸尾第3号踏切道舗装負担金	5, 500

10 需用費	6,000	01 一般経費 10 需用費	8, 300 6, 000
6 修繕料	6, 000	・修繕料 公園施設トイレ改修	6, 000
12 委託料	2, 300	12 委託料 ・測量・設計委託料	2, 300 2, 300
1 測量・設計 委託料	2, 300	公園施設トイレ改修工事設計委託料	2, 300

	財源補正

5款 農商工費 6款 土木費 7款 消防費

# (款) 8 教育費

# (項) 5 社会教育費

	補正前の	補正		補	正 予 算 額	の財源内	〕訳
目		fefs .i.=e	計	特	定 財	源	一般財源
	予算額	予 算 額		国県支出金	地方債	その他	/4/ 1///
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
2 図書館費	146, 609	2, 250	148, 859		2, 200	50	0
3 公民館費	45, 590	4, 250	49, 840		4, 200	50	0
0 五八四頁	40, 090	4, 200	45,040		4, 200	30	
計	326, 934	6, 500	333, 434		6, 400	100	0

節・細鎖	ñ	説	明
区 分	金額	·	• •
10 需用費 6 修繕料	千円 2,250 2,250	03 一般経費 10 需用費 ・修繕料 図書館トイレ改修	千円 2, 250 2, 250 2, 250
10 需用費 6 修繕料	4, 250 4, 250	02 一般経費 10 需用費 ・修繕料 中央公民館トイレ改修	4, 250 4, 250 4, 250

## 

#### 1 特 別 職

(単位 千円)

区		職員数		給	与	費		共済費	合 計	備考
	Ħ	(人)	報 酬	給 料	期末手当	その他	計	共併賃	`⊟` ਜੋ	佣石
	長 等	3		25, 176	9, 690	9, 224	44, 090	4, 940	49, 030	
補正	議員	14	50, 112		19, 294		69, 406	15, 347	84, 753	
後	その他	728	28, 979			4, 248	33, 227		33, 227	
	計	745	79, 091	25, 176	28, 984	13, 472	146, 723	20, 287	167, 010	
	長 等	3		25, 176	9, 690	9, 224	44, 090	4, 940	49, 030	
補元	議員	14	50, 112		19, 294		69, 406	15, 347	84, 753	
補正前	その他	723	28, 775			4, 248	33, 023		33, 023	
13.3	計	740	78, 887	25, 176	28, 984	13, 472	146, 519	20, 287	166, 806	
	長 等									
比	議員									
較	その他	5	204				204		204	
	計	5	204				204		204	

#### 2 一般職

## (1)総括

(単位 千円)

区分	職員数	給	<u>. I</u>	チ	費	共済費	合 計	備考
	(人)	報 酬	給 料	職員手当	計	六併貝		加力
補 正 後	538	378, 361	885, 075	698, 726	1, 962, 162	318, 272	2, 280, 434	
補 正 前	537	377, 355	885, 075	698, 201	1, 960, 631	318, 114	2, 278, 745	
比 較	1	1,006		525	1,531	158	1, 689	

(単位 千円)

	区		分	扶養手当	地域手当	期末手当	勤勉手当	管理職手当
	補	正	後	18, 444	56, 493	242, 397	145, 715	31, 920
	補	正	前	18, 444	56, 493	242, 172	145, 715	31, 920
職員手当の内訳	比		較			225		
	区		分	時間外勤務手当	通勤手当	特殊勤務手当	その他の手当	
	補	正	後	22, 108	13, 666	36	167, 947	
	補	正	前	21, 808	13, 666	36	167, 947	
	比		較	300				

#### ア 会計年度任用職員以外の職員

(単位 千円)

豆 八	職員数	給	<u>. I</u>	Ŧ.	費	共済費	合 計	備考
区 分	(人)	報 酬	給 料	職員手当	計	共併賃	合 計	)m →
補 正 後	256		842, 918	626, 082	1, 469, 000	253, 274	1, 722, 274	
補 正 前	256		842, 918	625, 782	1, 468, 700	253, 274	1, 721, 974	
比較				300	300		300	

(単位 千円)

	区		分	扶養手当	地域手当	期末手当	勤勉手当	管理職手当
	補	Œ	後	18, 444	53, 961	181, 869	145, 715	31, 920
	補	正	前	18, 444	53, 961	181, 869	145, 715	31, 920
職員手当の内訳	比		較					
	区		分	時間外勤務手当	通勤手当	特殊勤務手当	その他の手当	
	補	正	後	20, 800	12, 837	36	160, 500	
	補	正	前	20, 500	12, 837	36	160, 500	
	比		較	300				

#### イ 会計年度任用職員

(単位 千円)

区	分	職員数	給	_!	<del>j</del>	費	共済費	合 計	備考
	)J	(人)	報 酬	給 料	職員手当	計	共併負		湘石
補正	後	282	378, 361	42, 157	72, 644	493, 162	64, 998	558, 160	
補正	前	281	377, 355	42, 157	72, 419	491, 931	64, 840	556, 771	
比	較	1	1,006		225	1, 231	158	1, 389	

(単位 千円)

	区		分	扶養手当	地域手当	期末手当	勤勉手当	管理職手当
	補	正	後		2, 532	60, 528		
	補	正	前		2, 532	60, 303		
職員手当の内訳	比		較			225		
	区		分	時間外勤務手当	通勤手当	特殊勤務手当	その他の手当	
	補	正	後	1, 308	829		7, 447	
	補	正	前	1, 308	829		7, 447	
	比		較					

#### (2) 給料及び職員手当の増減額の明細

(単位 千円)

区	分	増減額	増減事由	別内訳	説	明	備	考
報	朢	1,006	制度改正に 伴う増減分					
学校 凹州		1,000	その他の 増減分	1, 000	電力・ガス・食品 支援地方交付金事	等価格高騰重点 業対応による増		
給	料		制度改正に 伴う増減分					
不口	ተተ		その他の 増減分					
			制度改正に 伴う増減分					
職員手当		525	その他の 増減分	528	電力・ガス・食品 支援地方交付金事 会計年度任用職員 会計年度任用職員	業対応による増 以外の職員 300		

#### (3) 給料及び職員手当の状況

#### ア 職員一人当たり給与

<u>X</u>	分	一般事務 •技術職	技能労務職	特定任期付職員
	平均給料月額(円)	293, 633	223, 200	_
令和5年1月1日現在	平均給与月額(円)	342, 751	239, 692	_
	平均年齢 (歳)	40	60	_
	平均給料月額(円)	280, 200	264, 300	_
令和4年1月1日現在	平均給与月額(円)	323, 279	297, 258	_
	平均年齢 (歳)	39	59	_

イ 初任給 (円)

				(11)			
区		分	   一般事務・技術職	国 の 制 度			
		),	//	一 般 職			
高	校	卒	154, 600	154, 600			
短	学	卒	167, 100	167, 100			
大	学	卒	185, 200	185, 200			

#### ウ 級別職員数

₩.		_	般	事	彩	Š	•	技	術	職
区	分	級	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級	合計
令和5年1月1	1 口羽尤	職員数(人)	6	29	26	40	57	55	34	247
7443年1万。		構成比(%)	2. 4	11. 7	10.5	16. 2	23. 1	22. 3	13.8	100
令和4年1月1	1 日租左	職員数(人)	7	24	24	38	60	48	54	255
74441万。		構成比(%)	2. 7	9. 4	9. 4	14. 9	23.6	18.8	21. 2	100
区	分	技	Í	能		労		務	:	職
区		級	4級	3級	2級	1級				合計
令和5年1月	1 日現在	職員数(人)			2					2
7件3年1月		構成比(%)			100					100
令和4年1月1	1 日租左	職員数(人)			2					2
74441万。		構成比(%)			100					100
区	分	特	定	任	•	期	f	十	職	員
	Л	級	5号	4号	3号	2号	1号			合計
令和5年1月1	1日租左	職員数(人)								
774341月	1 日5亿工	構成比(%)								
令和4年1月1	1 日租左	職員数(人)								
1711年十1月。		構成比(%)								

#### (一般事務・技術職 級別の標準的な職務内容 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員)

区	分	_	般	事	務	•	技	祈	職
7	級	理事及び部長	の職務						
6	級	部次長、課長	、館長、	所長、認	定こども園	長及び	主幹の職	務	
5	級	課長補佐、室諭及び上席主			ども園副園	長、幼	≇園長、↑	保育園長	、上席主任教
4	級	参与、係長、 び主任保育士		主幹保育	教諭、幼稚	Ĺ園副園	長、保育	園副園長	、主任教諭及
3	級	主任若しくは	主任技師	又は相当	困難な業務	ぎを行う	職務		
2	級	主事若しくは	技師又は	高度の知	職若しくに	は経験を	必要とす	る業務を	行う職務
1	級	主事補若しく	は技師補	又は定型	的な業務を	:行う職	務	•	

#### (一般事務・技術職 級別の標準的な職務内容 定年前再任用短時間勤務職員)

区	分	_	般	事	務	•	技	術	職
7	級	理事及び部長り	に相当す	る職務					
6	級	部次長、課長、	館長、	所長、認	定こども国	園長及び	主幹に相	当する職	務
5	級	課長補佐、室式				園長、幼	稚園長、	保育園長	、上席主任教
4	級	参与、係長、 び主任保育士の		主幹保育	教諭、幼科	雀園副園	長、保育	園副園長	、主任教諭及
3	級	相当困難な業績	務を行う	職務					
2	級	高度の知識又は	は経験を	必要とす	る業務を行	う歌務			
1	級	定型的な業務を	を行う職	務	•		•	•	

#### (技能労務職 級別の標準的な職務内容 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員)

区	分	技 能 労 務 職
4	級	相当困難な業務を行う業務員の職務
3	級	困難な業務を行う業務員の職務
2	級	知識経験を必要とする業務を行う業務員の職務
1	級	単純な業務を行う業務員の職務

#### (技能労務職 級別の標準的な職務内容 定年前再任用短時間勤務職員)

区	分	技	能	労	務	職	
4	級	相当困難な業務を行う業	美務員の職務	Š			
3	級	困難な業務を行う業務員	員の職務				
2	級	知識経験を必要とする業	美務を行う業	美務員の職	務		
1	級	単純な業務を行う業務員	員の職務				

#### (特定任期付職員 号別の標準的な職務内容)

区	分		特	定	任	期	付	職	員	
5	号	特に高度の務で重要な				る者がそ	の知識経	験を活用	して特に困	難な業
4	号	特に高度の 務に従事す		な知識経	験を有す	る者がそ	の知識経	験を活用	して特に困	難な業
3	号	高度の専門従事する場		能経験を	·有する者	がその知	識経験を	活用して	特に困難な	業務に
2	号	高度の専門する場合	月的な知言	能経験を	·有する者	がその知	識経験を	活用して	困難な業務	に従事
1	号	高度の専門合	月的な知言	能経験を	·有する者	がその知	識経験を	活用して	業務に従事	する場

#### エ 昇給

	ET.	^	A =1	代表的	な職種
	区	分	合 計	一般職	技能労務職
	職員数	(A) (人)	256	254	2
補	昇給に係る職員数	(B) (人)	196	196	
		1 号給(人)	2	2	
正		2 号給(人)	4	4	
#-	号給数別内訳	3 号給(人)	29	29	
		4号給(人)	161	161	
後		5 号給以上(人)			
	比 率 (B)/	(A) (%)	76. 6	77.2	
	職員数	(A) (人)	256	254	2
補	昇給に係る職員数	(B) (人)	196	196	
		1 号給(人)	2	2	
正		2号給(人)	4	4	
#-	号給数別内訳	3号給(人)	29	29	
		4号給(人)	161	161	
前		5 号給以上(人)			
	比 率 (B)/	(A) (%)	76. 6	77.2	

#### オ 期末手当・勤勉手当

区分		川 支 給 率 12月(月分)	支給率計(月分)	職制上の段階、職務の級 等による加算措置	備考
補正後	2. 2	2. 2	4. 4	有	
補正前	2. 2	2. 2	4. 4	有	
国の制度	2. 2	2. 2	4. 4	有	

#### カ 定年退職に係る退職手当

区分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の加算 措置等	備考
支 給 率	24. 586875	33. 27075	47. 70900	47. 70900		
国の制度 (支給率)	24. 586875	33. 27075	47. 70900	47. 70900		

#### キ 地域手当

区 分	全	職員
支 給 対 象 地 域	町内全域	東京都の特別区の区域
支 給 率 (%)	6	20
支給対象職員数(人)	255	1
国の指定基準に基づく支給率 (%)	6	20

#### ク 特殊勤務手当

区分	全 職 種	代 表 的	な職種
	土 椒 浬	一般職	技能労務職
給料総額に対する比率(%)	0.002	0. 002	-
支給対象職員の比率(%) (令和5年1月1日現在)	1. 172	1. 172	_
代表的な特殊勤務手当の名称	防疫作業従事手当 行旅病人又は行旅死亡 犬、猫等死体処理従事		手当

#### ケ その他の手当

区			分	国の制度との異同	差 異 の 内 容
扶	養	手	当	同	
住	居	手	当	同	
通	勤	手	当	同	

#### 議案第54号

令和5年度広陵町水道事業会計補正予算(第1号)

第1条 令和5年度広陵町水道事業会計の補正予算(第1号)は、次に 定めるところによる。

第2条 令和5年度広陵町水道事業会計予算第4条本文括弧書中「不足する額375,397千円」を「不足する額445,348千円」に、「過年度分損益勘定留保資金で338,669千円」を「過年度分損益勘定留保資金で408,620千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

支出 (単位:千円)

科目	既決予定額	補正予定額	計
第1款 資本的支出	445, 465	69,951	515, 416
第1項 建設改良費	444, 809	69,951	514,760

令和5年6月9日提出

広陵町長 山 村 吉 由

## 1. 令和5年度広陵町水道事業会計補正予算(第1号)

## 実 施 計 画

資本的支出

(単位:千円)

款	項	囯	既決予定額	補正予定額	合 計	備考
1 資 本 的 出			445, 465	69, 951	515, 416	
	1 建設改良費		444, 809	69, 951	514, 760	
		1 配水施設費	314, 954	69, 951	384, 905	

## 2. 令和5年度 広陵町水道事業予定キャッシュ・フロー計算書(間接法)

(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)

(単位 千円)

Ι	業務活動によるキャッシュ・フロー	
	当年度純損失	$\triangle$ 17, 918
	減価償却費	196, 463
	固定資産除却費	5,000
	退職給付引当金の増加額	3, 463
	賞与引当金等の増加額	80
	貸倒引当金の減少額	△113
	長期前受金戻入額	△66, 245
	受取利息及び配当金	△844
	支払利息及び企業債取扱諸費	22
	営業及び営業外未収金増加額	$\triangle$ 19, 059
	棚卸資産の減少	277
	その他流動資産の増加額	△805
	小計	100, 321
	受取利息及び配当金	844
	支払利息及び企業債取扱諸費	△22
	業務活動によるキャッシュ・フロー①	101, 143
Π	投資活動によるキャッシュ・フロー	
	固定資産の取得による支出	△469, 569
	国庫補助金による収入	47, 494
	工事負担金による収入	20, 522
	投資活動に伴う未払金等の債務の増加額	60, 766
	投資活動によるキャッシュ・フロー②	△ 340, 787
Ш	財務活動によるキャッシュ・フロー	
	建設改良等の財源に充てるための企業債償還による支出	△656
	財務活動によるキャッシュ・フロー③	△ 656
IV	現金預金の減少額④=①+②+③	△240, 300
V	現金預金の期首残高	1, 490, 574
VI	現金預金の期末残高	1, 250, 274

# 3. 令和5年度 広陵町水道事業予定貸借対照表

(令和6年3月31日現在)

## 資 産 の 部

		貝 注	प्प प्		())(()
1	固 定 資 産				(単位:千円)
	(1)有形固定資産				
	7土 地		493, 075		
	口立				
		151 047	151		
	, ,	151, 847	100 610		
	減価償却累計額	<u>△ 51, 235</u>	100, 612		
	二構 築 物	8, 242, 098			
	減価償却累計額	△ 4, 139, 917	4, 102, 181		
	ホ機械及び装置	510, 649			
	減価償却累計額	<u>△ 152, 609</u>	358, 040		
	へ車 両 運 搬 具	12, 735			
	減価償却累計額	<u>△ 11,601</u>	1, 134		
	ト工具器具及び備品	35, 862			
	減価償却累計額	△ 21, 231	14, 631		
	チ建 設 仮 勘 定		348, 026		
	有形固定資産合計			5, 417, 850	
	(2)投 資				
	イ長 期 貸 付 金	500, 000	500,000		
	投資合計			500,000	
	固定資産合計				5, 917, 850
2	流動資産				
2					
	(1)現 金 預 金			1, 250, 274	
	(2)未 収 金		84, 192		
	貸 倒 引 当 金		<u>△ 1,460</u>	82, 732	
	(3)貯 蔵 品			15, 685	
	流動資産合計				1, 348, 691
	資 産 合 計				7, 266, 541

(単位:千円)

# 負 債 の 部

			負	固 定	3
30, 081	30, 081	30, 081	当 給 付 負債合	(1)引 イ退 職 固定	
			負	流 動	4
	111, 892		払当	(1)未(2)引	
	4, 180 35, 000 200	4, 180	引当り保証	イ退 職 口賞 与 (3)預 (4)預 り	
151, 272			負債合収	流 動 2 繰 延	5
1, 507, 223	$3,545,097$ $\triangle 2,037,874$		前 受 比累計 又益合	(1)長 期(2)収益 1	J
1, 688, 576			合	負 債	

7, 266, 541

# 資 本 の 部

6	資	本	金		2, 438, 117
7	剰	余	金		
	(1)資	本 剰 余	金		
	イエ	事 負 担	金	2, 406, 729	
	口受贈	射 産 評 俑	<b>西額</b>	2, 313	
	資 本	剰余金の	合計		2, 409, 042
	(2)利	益 剰 余	金		
	イ建設	改良積至	立 金	120, 000	
	ロ災害	等準備積 3	立金	50, 000	
	ハ利	益積立	金	6, 500	
	二 当年度	E未処分利益乗	余金	554, 306	
	利益	剰余金	合計		730, 806
	剰	余 金 合	計		3, 139, 848
	資	本 合	計	_	5, 577, 965

負債資本合計

# 4. 令和5年度 広陵町水道事業会計補正予算(第1号) 実施計画明細書

## 資本的支出

	款	項目		目		既決予定額	補正予定額	計
1	<ul><li>資本的</li><li>支出</li></ul>					445, 465	69, 951	515, 416
		1	建設改良費			444, 809	69, 951	514, 760
				1	配水施設費	314, 954	69, 951	384, 905

(単位:千円)

		明細
節・細節	金額	算 出 基 礎
35 工事請負費	69, 951	箸尾準工業地域工場用地造成事業に伴う水道管布設工事
		(補正後) 284,976 - (当初) 215,025 = 69,951

#### 議案第55号

古 寺 川 調 整 池 整 備 工 事 ( 3 工 区 ) に 係 る請 負 契 約 の 締 結 に つ い て

次のとおり契約を締結したいので、議会の議決に付すべき 契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年3月 広陵町条例第4号)第2条の規定により、議会の議決を求め る。

令和5年6月9日提出

広陵町長 山 村 吉 由

記

- 1 契約の目的 古寺川調整池整備工事(3工区)に係る請負契約
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約の金額 120,249,800円
- 4 契約の相手方 奈良県香芝市旭ケ丘1丁目31番地の1

上村,山崎特定建設工事共同企業体

代表者 株式会社上村組

代表取締役 上村 智津子

構成員 株式会社山崎産業

代表取締役 山崎 和英

5 契約期間 議決の日から令和6年3月25日まで

議案第56号

広陵町都市計画マスタープランを改定することに ついて

別紙のとおり広陵町都市計画マスタープランを改定すること について、広陵町議会基本条例(平成27年3月広陵町条例第 24号)第10条の規定により、議会の議決を求める。

令和5年6月9日提出

広陵町長 山 村 吉 由

議 案 第 5 7 号

広陵町立地適正化計画を定めることについて

別紙のとおり広陵町立地適正化計画を定めることについて、 広陵町議会基本条例(平成27年3月広陵町条例第24号)第 10条の規定により、議会の議決を求める。

令和5年6月9日提出

広陵町長 山 村 吉 由